

【施策分野ごとの推進方針】

(個別施策分野)

㊦行政機能／警察・消防等、㊦住宅・都市、㊦保健医療・福祉、㊦エネルギー、
㊦情報通信、㊦産業、㊦交通・物流、㊦農林水産、㊦国土保全、㊦環境、㊦土地利用

(横断的分野)

㊦地域防災力の強化、㊦老朽化対策、㊦新技術対策、㊦広域連携

個別分野

1 行政機能／警察・消防（記号：㊦）

施策分野	推進方針【実施主体】
行政：施設等の耐震化の促進等	
㊦－1	発災時、応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめ、代替施設や公共施設を防災上重要建築物として指定して、耐震性の確保を図る。【行政】
㊦－2	防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備等の整備に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料の供給等について民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。 【事業者、行政】
行政：業務継続体制の確保	
㊦－3	いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や継続する必要性が高い非常時優先業務を適切に実施し、また継続するため、その業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めた業務継続計画（BCP）を策定するとともに、毎年度見直しを図る。【行政】
行政：訓練環境の充実強化等	
㊦－4	大規模災害における救助活動能力を高めるため、救出・救助活動の主体である消防が持つ救助車等の資機材の確保など体制整備を図るとともに、消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
㊦－5	計画的に職員の災害対応訓練を実施するとともに、自主防災組織または自治会が実施する防災訓練等の内容充実を図り、町民が様々な機会の訓練に参加するよう促す。【町民、事業者、行政】
行政：防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備	
㊦－6	災害においては関係機関相互の連携が重要であり、各機関においては相互応援協定等の締結など、平時から連携を強化しておくことが必要である。 避難所の相互利用等を含めた自治体間の応援・協力活動を円滑に行うため、応援協定の締結など、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㊦－7	災害時に同時に被災を受けない観点から、遠隔地の自治体との協定等により、相互に応援ができる体制の整備を図る。【行政】
㊦－8	相互応援を円滑に行うため、応援・受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
行政：地域の人材の確保体制の強化	
㊦－9	応急対策全般の対応力を高めるため、平素から外部専門家の意見・支援を活用できる仕組みの構築に努めるとともに、発災後の迅速な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。【町民、事業者、行政】

行政：地域の人材の確保体制の強化	
㊦-10	復旧作業の長期化や作業員不足に備え、あらかじめ民間事業者等との協定締結や道路啓開作業を行う建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時に道路啓開を行う人材など、地域における災害対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、担い手の確保を図る。【事業者、行政】
行政：その他の災害対応業務体制の強化	
㊦-11	災害の発生を防ぐことは不可能であり、災害における被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」を基本理念とし、国、県など関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組合せ、各種災害からの防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【町民、事業者、行政】
㊦-12	香川県防災情報共有システムによる県、他市町との情報の一元化と災害対応業務の標準化を図るとともに、必要な情報を獲得するため、町内、町外からの情報収集手段を複数確保する。【町民、事業者、行政】
消防：施設等の耐震化の促進等	
㊦-13	災害時に地域の災害活動の拠点になる消防本部、消防団屯所の耐震化等を推進する。【行政】
㊦-14	消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等の高機能化及び耐災害性の強化を図る。【行政】
消防：消防等の体制整備	
㊦-4 〈再掲〉	大規模災害における救助活動能力を高めるため、救出・救助活動の主体である消防が持つ救助車等の資機材の確保など体制整備を図るとともに、消防本部と連携する消防団等の訓練環境をさらに充実・強化する。【行政】
㊦-10 〈再掲〉	警察・消防等の円滑な救助活動が行えるよう、道路啓開作業を行う建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【行政、事業者】
㊦-15	災害時の広域応援や受援のため、緊急消防援助隊の訓練に参加して、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
㊦-16	消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【町民、事業者、行政】
㊦-17	県消防相互応援協定に基づき、相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
㊦-18	同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴を持つ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
㊦-19	女性の入団を含め若年層の消防団員を引き続き確保するなど、消防団の活性化を図る。【町民、事業者、行政】
㊦-20	自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請手順などを県、自衛隊と明確にしておくとともに、派遣要請に関する事項等を事前に自衛隊に連絡できる体制を整備する。【行政】
㊦-21	避難地域においては、空き巣や暴行・傷害行為等が発生する可能性があり、避難地域及び避難所等における防犯や安全確保の体制整備を図る。【行政】

2 住宅・都市（記号：㊦）

施策分野	推進方針【実施主体】
公共施設等の耐震性の確保	
㊦-1 〈再掲〉	発災時、応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめ、代替施設や公共施設を防災上重要建築物として指定して、耐震性の確保を図る。【行政】

⑥-1	学校、社会福祉施設、保育所等の公共施設については、避難所等としての使用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化を図る。 あわせて、地域の防災拠点として耐震機能を備えた新たな統合小学校、認定こども園の建設整備を推進し、安全な子育て環境の確保を図る。【事業者、行政】
⑥-2	多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。 【事業者、行政】
⑥-3	住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。 【町民、事業者、行政】
⑥-4	文化財の所有者及び管理者に防災意識の啓発を行うとともに、町所有・管理の文化財の安全及び防火設備の保守点検等を適切に行い保存に努める。 【町民、行政】
不特定多数の利用者が利用する施設等における対応	
⑥-5	学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。 【事業者、行政】
避難等の体制の整備	
⑥-6	地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難準備、避難指示等を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。 【行政】
⑥-7	高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提出するなど避難を支援する体制の整備を図る。 【町民、事業者、行政】
⑥-8	住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、避難路は、耐震性、十分な幅員、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強・補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。 【行政】
⑥-9	災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。 【行政】
市街地等における火災対策	
⑥-10	各家庭に消火器、消火用バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。 【町民、事業者、行政】
⑥-11	地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。 【町民、事業者、行政】
⑥-12	市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。 【町民、行政】

㊦-13	街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
㊦-14	老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。【町民、行政】
雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備	
㊦-15	地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制等を行い、地下水の保全を図る。また、雨水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【行政】
㊦-16	災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
㊦-17	水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者、行政】
㊦-18	下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの策定推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るためストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】
㊦-19	発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備等の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧資機材の確保を図る。【事業者】
㊦-20	発災時においてもガスの供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平常時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】
食料・飲料水等の調達等の確保体制	
㊦-21	防災の基本である「自らの身は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【町民、事業者、行政】
㊦-22	食料（食物アレルギーへの対応を含む）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者、行政】
㊦-23	食料や飲料水について、確保（備蓄）目標を設定し、あらかじめ備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者、行政】
帰宅困難者、観光客等対策	
㊦-24	「災害発生時にはむやみに行動はしない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認などについて、必要な啓発を行う。【町民、事業者、行政】
㊦-25	事業所等に対し、一斉帰宅による混乱防止のため、従業員、顧客及び観光客等を一定期間滞在させることの重要性やそのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う。【事業者、行政】
㊦-26	避難所に帰宅困難者等が来訪した場合の対応を定めるなど避難所の運営体制の整備に努める。また、多数の観光客が帰宅困難になった場合にホテル等宿泊施設への避難等についても検討する。【事業者、行政】
㊦-27	災害時の徒歩帰宅者に対する食料や飲料水の支援を行うため、協定事業者に対

	して、必要物資の提供を求める。【事業者、行政】
㊦-28	公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅のために必要な情報を、インターネット、報道機関等による広報などにより、迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
㊦-29	災害時に観光客等の帰宅支援を円滑に行うため、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況、宿泊可能な避難所・ホテル等宿泊施設の案内等を迅速に提供できる体制を整備する。【事業者、行政】
自主防災組織の活動体制の強化	
㊦-11 〈再掲〉	地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。 【町民、事業者、行政】
㊦-30	地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加する。【町民】
㊦-31	自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。 【町民、事業者、行政】

3 保険医療・福祉（記号：㊦）

医療救護体制の強化	
㊦-1	町内、中讃地区の協力を得た地域の医療体制を構築するとともに、他地域から円滑な医療協力を受けるため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等について、平時から調整・整備を行う。【事業者、行政】
㊦-2	多数の避難者に備え、避難所やトイレ、簡易ベットなどの資機材等の確保を図るとともに、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者、行政】
㊦-3	災害派遣医療チーム（DMAT）及び医薬品や医療資機材を円滑に受け入れるため、緊急輸送道路の道路施設の耐震補強、障害物の除去などの道路啓開を行うための人員、応急復旧資機材の確保など、災害時における医師、医薬品、医療資機材等の輸送・供給体制を構築する。【事業者、行政】
㊦-4	日本医師会災害医療チーム（JMAT）等が避難所、救護所等で円滑に医療・保健衛生活動ができるよう、必要な体制整備を構築する。【事業者、行政】
町内病院の施設・設備の充実	
㊦-5	病院等の施設・設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㊦-6	病院等に対する耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じ、施設の耐震化の促進を図る。【事業者、行政】
社会福祉施設における体制整備	
㊦-7	社会福祉施設等と日頃から密接に連携を行い、災害時の被災者の救出や受入れの調整が迅速に行える体制整備に努める。【事業者、行政】
㊦-8	社会福祉施設等において、災害時における県、町、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用発電機等の整備に努める。【町民、事業者、行政】
感染症の発生・まん延における対策	
㊦-9	感染症の発生・まん延を防ぐため、迅速かつ的確に情報収集を行うとともに、中讃保健所と連携し、必要に応じ臨時の予防接種を行う体制及び早期治療のための医療供給体制を整備する。 町内、中讃管内で対応が困難な場合に備え、県あるいは他県等への協力、支

	援要請の体制整備を図る。【事業者、行政】
--	----------------------

4 エネルギー（記号：㊤）

再生可能エネルギーの導入促進	
㊤－１	家庭、事業所で長期間の電気供給停止時にも電気を確保するため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」や「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」などにより、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。 【町民、事業者、行政】
災害に備えた燃料等の確保体制の整備	
㊤－２ 〈再掲〉	防災拠点施設等において、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備整備に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来すことがないよう、非常用電源の運転に必要な燃料の供給等について事業者と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者、行政】
㊤－２	町内の関係機関・団体と連携し、道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者、行政】
㊤－５ 〈再掲〉	病院等の施設・設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。【事業者、行政】
㊤－８ 〈再掲〉	社会福祉施設等において、非常用発電機等の整備に努める。【事業者、行政】
㊤－３	大規模災害時、災害対応従事車両等に優先給油ができるよう、町内の事業者と協定を締結するなどの体制整備を図る。【事業者、行政】
㊤－４	災害時、事業者等がガイドラインに沿って円滑に燃料等の仮貯蔵・取扱ができるよう、消防関係機関に周知を行う。【事業者、行政】

5 情報通信（記号：㊤）

行政における情報伝達体制の整備	
㊤－１	避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報の収集・伝達業務の担い手となる職員の確保・育成等の体制整備に努める。【行政】
㊤－２	情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備に努める。【町民、行政】
㊤－３	災害情報の収集、伝達の迅速化のため、 最新の技術に準拠した 情報通信体制の整備、耐震性の強化を図るとともに、通信設備の維持に必要な電源確保のため、自動起立の非常用発電機等の整備に努める。 また、町民への防災ラジオの普及促進にも努め、住民の情報収集体制も確立する。【町民、行政】
㊤－４	町内に居住あるいは観光等で来町する外国人に対する防災情報の提供のため、ハザードマップなどを通じた取組を実施するとともに、平時から地域での外国人とのコミュニケーション支援などにも取り組む。【町民、行政】
事業者を含む情報伝達体制の整備	
㊤－５	災害時の通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資機材の確保を図る等、応急復旧体制を整備する。【事業者、行政】

㊦-6	災害時における情報通信、放送の送受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常用電源の充実、応急復旧体制の整備等の防災対策を推進する。【事業者】
-----	--

6 産業（記号：㊦）

業務継続体制の確保	
㊦-1	商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援を行うとともに、BCP策定のセミナー等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者、行政】
㊦-2	災害時、サプライチェーンを途絶させないため、道路施設などの耐震化など輸送体制の確保を図る。【事業者、行政】

7 交通・物流（記号：㊧）

物資の供給・輸送体制の強化	
㊧-10 〈再掲〉	物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者、行政】
㊦-2 〈再掲〉	災害時、サプライチェーンを途絶させないため、道路施設などの耐震化等、輸送体制の確保を図る。【事業者、行政】
㊧-1	緊急輸送道路等の道路啓開を円滑に行うため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者、行政】
㊧-2	物資の緊急輸送が円滑に実施できるよう、あらかじめ輸送業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練など緊急輸送体制の構築を図る。【事業者、行政】
㊧-3	避難所へのプッシュ型での物資供給には各避難所の物資需要の情報が、プル型での物資供給には被災者のニーズの的確な把握に基づく適切な種類、量と品質の情報が必要であり、物資の供給を円滑に行うため、情報収集体制、県等への支援物資の要請のための連絡、通報体制を含めた体制整備を図る。【町民、事業者、行政】
道路ネットワークの強化	
㊧-4	物資の緊急輸送体制、救急・救命、消防活動体制を強化するため、町内道路の計画的な整備を推進する。【事業者、行政】
㊧-5	災害時に輸送ルートのうち回路として利用可能な農道や林道等の情報を代替路の確保の観点から、関係者間で緊密に共有を図る。【事業者、行政】
道路施設の防災対策	
㊧-6	耐震点検等に基づき、落橋、変形等の被害が予測される道路施設のうち、緊急度の高い施設から耐震補強工事等を計画する。また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は耐震性を考慮した整備を行うとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の強化を図る。【行政】
㊧-7	道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するため、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要道路の代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】
㊧-8	道路法面の崩壊、路面の損傷等が予測される危険箇所については防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
㊧-9	道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者、行政】

8 農林水産（記号：㊦）

ため池の防災対策	
㊦－１	満濃池の決壊は本町に甚大な被害を与えるため、発災時の被害予測と迅速な避難の重要性をハザードマップの活用により、町民への周知徹底を更に行い、町民の安全を確保する。【町民、事業者、行政】
㊦－２	地震等によるため池の決壊等を未然に防止するため、計画的に耐震診断や必要な整備を行い、地域の安全性の確保を図るとともに、農業用水を確保する。【事業者、行政】
㊦－３	豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできないため池を対象に、保全又は機能廃止を含めた防災上の整備を促進する。【行政】
農業施設の整備や地域資源の保安全管理	
㊦－４	農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進し、農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、 琴平町内排水路の補修・更新等を「防災減災地域共同活動支払交付金」を活用し、施設の機能維持と地域の防災力向上を図る。 【町民、事業者、行政】
㊦－５	防災・減災力の強化を含め農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮の観点から 琴平町内排水路の補修・更新等を「防災減災地域共同活動支払交付金」を活用する。 あわせて地域住民の共同活動の支援、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理等を行い、これらを通じた地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
㊦－６	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
森林整備・保全対策	
㊦－７	森林整備に当たっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【町民、行政】
㊦－８	森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【町民、行政】
㊦－９	県などの関係団体との情報交換により、山地災害の恐れのある個所の間伐等の森林整備と治山ダム工事等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【町民、行政】
㊦－１０	鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。【町民、行政】

9 県土保全（記号：㊧）

河川の整備	
㊧－１	河川堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行い、新設に当たっては、耐震性を考慮して整備する。【行政】
㊧－２	浸水等河川流域の災害による被害軽減を図るため、維持・改修等を行うとともに、国、県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備等を行う。【行政】
㊧－３	堤防等の整備に当たっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】
洪水等からの円滑な避難を確保するための対策	
㊧－４	洪水・内水から円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定公表、ハザードマップの策定を促進し、住民の避難体制を確立するとと

	もに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【町民、行政】
①－５	浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定め、住民に周知する。【町民、行政】
①－６	女性層に対する団員への参加促進等、消防団の活性化を推進するとともに水防活動の担い手を確保し消防団の育成及び強化を図る。【町民、行政】
土砂災害や山地災害への対応	
①－７	地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべりなど山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
①－８	土石流等、山地災害の危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒体制を強化する。【町民、行政】
①－９	土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【町民、行政】
①－１０	土石流危険溪流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するため、砂防工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力を行う。【町民、行政】
①－１１	急傾斜地崩壊危険箇所について、町が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩落防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
①－１２	地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県に行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
①－１３	山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから、優先的に治山事業を行う。【行政】

10 環境（記号：①）

廃棄物処理対策	
①－１	災害廃棄物の処理に当たっては、県災害廃棄物連絡協議会等において、県等と情報を共有するとともに、町災害処理計画を被災の状況に応じて具体化して早期に処理に着手する。なお、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者、行政】
①－２	処理計画の実効性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等を実施して人材の育成を図る。【事業者、行政】
①－３	処理施設の耐震化による安全性の確保や応急復旧体制の構築、休耕地を含む仮置き場及び処分場の追加選定、広域応援体制の整備、広域処理を行う地域単位での連携等、災害処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者、行政】
有害物質の漏洩による環境汚染等の対応	
①－４	有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者、行政】

浄化槽に係る転換促進	
①－５	老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】

11 土地利用（記号：㊦）

㊦－１	災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元力のある地籍図等を整理しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【町民、行政】
㊦－２	大規模火災のリスクが高い地震時等に、著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【町民、行政】
㊦－３	長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して、都市の防災機能の強化を図る。【町民、行政】

横断的分野

1 地域防災力の強化（記号：①）

①－１	地域住民に対する防災意識の普及啓発、学校における防災教育の推進、県等が主催する防災・危機管理に関するリーダー育成研修などを通じた人材育成等により、地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
㊦－１９ 〈再掲〉	女性の入団を含め、若年層の消防団員を引き続き確保するなど、消防団の活性化を図る。【行政】
㊦－７ 〈再掲〉	高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提出するなど避難を支援する体制の整備を図る。 【町民、事業者、行政】
㊦－１０ 〈再掲〉	各家庭に消火器、消火用バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【町民、事業者、行政】
㊦－１１ 〈再掲〉	地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。 【町民、事業者、行政】
㊦－３０ 〈再掲〉	地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。【町民】
㊦－３１ 〈再掲〉	自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修等に努める。 【町民、事業者、行政】
㊦－５ 〈再掲〉	防災・減災力の強化を含め農業・農業地域の有する多面的機能の維持・発揮の観点から琴平町内排水路の補修・更新等を「防災減災地域共同活動支払交付金」を活用する。あわせて地域住民の共同活動の支援、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理等を行い、これらを通じた地域防災力の強化を図る。【町民、事業者、行政】
①－９ 〈再掲〉	土砂災害から町民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険個所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【町民、行政】

2 老朽化対策（記号：㊦）

㊦－１７ 〈再掲〉	水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者、行政】
㊦－１８ 〈再掲〉	持続可能な下水道事業の実施を図るためストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。【行政】
㊦－７ 〈再掲〉	道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するため、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施するよう努める。【行政】
㊦－２ 〈再掲〉	地震等により、ため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池等の整備を行い、地域の安全性と農業用水を確保する。【事業者、行政】
㊦－６ 〈再掲〉	農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
①－１	堰、水門等防災上重要な施設については発災時に大きな被害が出ないよう

〈再掲〉	に、長寿命化計画の策定等に努める。【行政】
①－5 〈再掲〉	老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【行政】

3 新技術対策（記号：㊟）

㊟－1	耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用する。【事業者、行政】
-----	--

4 広域連携（記号：㊿）

㊿－6 〈再掲〉	災害対応のため、関係機関において、相互応援協定等の締結など、平時から連携を強化しておくとともに、自治体間の応援・協力活動を円滑に行うための応援協定の締結など、相互応援体制の整備を図る。【事業者、行政】
㊿－7 〈再掲〉	災害時に同時に被災を受けない観点から、遠隔地の自治体との協定等により、相互に応援ができる体制の整備を図る。【行政】
㊿－8 〈再掲〉	相互応援を円滑に行うため、応援・受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援の手順、受援時の応援部隊の活動拠点等の整備を図る。【事業者、行政】
㊿－17 〈再掲〉	県消防相互応援協定に基づき、相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援の体制整備に努める。【行政】
㊿－20 〈再掲〉	自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請手順などを県、自衛隊と明確にしておくとともに、派遣要請に関する事項等を事前に自衛隊に連絡できる体制を整備する。【行政】
㊿－17 〈再掲〉	水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。 【事業者、行政】
㊿－1 〈再掲〉	町内、中讃地区の医療関係機関等の協力を得て医療体制を構築するとともに、他地域から円滑な医療協力を受けるため、救護班の受入れ、患者の搬送、連携体制等について、平時から調整・整備を行う。【事業者、行政】
㊿－9 〈再掲〉	感染症の発生・まん延を防ぐため、町内、中讃管内で対応が困難な場合に備え、県あるいは他県等への協力、支援要請の体制整備を図る。【事業者、行政】